

京都市告示第 65 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 4 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人 SOCIO-PLUS（代表理事 浪江 望美）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区西九条院町 23 番地 9

3 事業所の名称

就労継続支援 B 型事業所ふわりん

4 事業所の所在地

京都市下京区不明門通六条上る下平野町 489 番地の 5

5 指定する事業の種類

就労継続支援 B 型

6 指定年月日

令和 4 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2610481612

(保健福祉局障害保健福祉推進室)